

木造住宅耐震化支援事業のご案内

東日本大震災、熊本地震等の大地震では、多くの建物が被災し、特に建築基準法改正以前（昭和56年以前）に建てられた旧耐震基準の建物で大きな被害が見られました。あらかじめ地震に備え、地震に強い住宅にすることが、万一の際に命と財産を守ることにつながります。国分寺市では旧耐震基準の建物を対象に様々な耐震化支援事業を行っていますので、是非ご利用ください。



①耐震診断(無料)

- 対象：昭和56年5月31日以前に建築された市内の木造住宅（アパート含む）
- 内容：
 - 市が登録した耐震診断士が、住宅の耐震性を診断
 - 診断結果をもとに耐震化のための提案（改修工事案や費用についてなど）
- 申請期間：令和3年4月1日（木）～令和4年1月31日（月）
- 申請方法：「耐震診断士派遣申請書」※1に必要書類を添えて提出

②耐震改修・除却工事の助成

- 対象：①の耐震診断を受け、耐震性に欠けると診断※2された住宅 他要件有
- 内容：耐震改修や除却（取壊し）工事費用の一部助成
- 助成率及び助成金上限額

工事区分	助成率	限度額
耐震改修 (耐震性向上)	工事費用の 8/10	100万円
除却 (取壊しのみ)	工事費用※3の 1/3	70万円
除却 (建替え)	建替え工事のうち 除却工事費用※3の 8/10	70万円

- 申請方法：「耐震改修等助成金交付申請書」※1に必要書類を添えてご提出ください。
- 申請期間：令和3年4月1日（木）～令和4年1月31日（月）

※1.申請書はまちづくり推進課の窓口または市HP ※2.上部構造評点1.0未満。詳しくはP4を参照
 ※3.アスベスト除去やフェンス等の工作物の撤去は除く

【耐震診断の流れ】

1. 申請書の提出

「耐震診断士派遣申請書」に必要書類^{※4}を添えてまちづくり推進課へ提出

※4. 必要書類 … 所有者と建築年がわかるもの（以下例）

- ・ 固定資産建物評価証明書
- ・ 建物登記事項証明書
- ・ 建築確認済書 など

* 共有名義の場合 … 同意書が必要

市役所課税課にて 300 円で取得可能
(第 1 庁舎 2 階)

* 印鑑, 本人確認書類が必要
〔担当…課税課 固定資産税係〕

2. 市から「通知書」^{※5}を申請者へ送付

※5. 「耐震診断士派遣決定通知書」

3. 耐震診断士から申請者に日時等調整の連絡

4. 耐震診断の実施

- ・ 耐震診断士が事前に調整した日時に訪問し, 建物を調査
 - * 所要時間は 2 ~ 4 時間程度
 - * 調査のため, 家の中に入るのので, 立ち合いが必要

2 ~ 3 週間程度 ※建物の状況等により異なります

5. 耐震診断結果の報告

- ・ 耐震診断士が再度訪問
- ・ 耐震診断結果報告書のお渡し
(耐震改修にかかる費用の概算書や補強案を含む)
- ・ 診断結果の説明と耐震改修に関するアドバイスの実施

6. 耐震診断結果を確認

- ・ 結果報告書の中の「上部構造評点^{※6}」を確認
- ・ 上部構造評点が 1.0 未満であれば助成金の対象住宅です

※6. 「上部構造評点」について詳しくは, 4 ページを参照ください。

【耐震改修等助成金交付の流れ】

1. 「助成金申請書」※7の提出

※7. 「耐震改修等助成金交付申請書」

2. 市から「助成金交付決定通知書」を申請者に送付

注) 工事施工者等との契約は、必ずこの通知後をお願いします。
通知前に契約した場合、助成金の対象外となります。
建替えにあたっての新築工事の契約も同様です。

3. 工事契約

① 耐震改修

工事監理者※8との契約
工事施工者※9との契約

② 除却(取壊しのみ)

工事施工者との契約

③ 除却(建替え)

工事施工者との契約
(新築工事の契約も含む)

※8.耐震改修の場合、市が登録した耐震診断士の工事監理を受ける必要があります。
(工事監理とは改修工事が補強設計どおりに行われているか監理すること)
※9.工事施工者の要件は特にありません。

4. 中間検査(耐震改修のみ)

・市の担当者が工事中の建物に訪問し、中間検査を実施

5. 工事完了・完了報告書を市に提出

* 最終提出期限は令和4年3月末まで

* 除却(建替え)は
申請から建替え工事までを
同一年度内に行う必要があります。

6. 市から「助成金交付確定通知書」を申請者へ送付

7. 「請求書」及び「支払金口座振替依頼書」を市に提出

8. 助成金交付

【その他】

◇上部構造評点について

耐震診断の結果では、上部構造評点が示されます。“上部構造”とは、壁や柱等の家の構造物を意味します。各階・各方向について必要耐力に対する建物が保有する耐力の割合を算出し、算出結果の内、最小値を上部構造評点とします。

診断結果で示される上部構造評点の判定については、下記の表を参照してください。

【診断結果の判定】

上部構造評点	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い



耐震改修が必要

◇訪問耐震相談（無料）…年2回実施予定

- 市が登録した耐震診断士ご自宅に訪問し、耐震性に関するアドバイスを実施
- 工事する場合の内容、費用等に関してのご相談も可

※詳細は、市報、市HPをご覧ください。下記までお問い合わせください。

◇税の優遇措置について（耐震改修のみ）

一定期間内に要件を満たす耐震改修を行った際、税の優遇を受けられる場合があります。

■固定資産税の減額（詳しくは市役所 課税課 固定資産税係へ）

工事完了後3か月以内に課税課へ申告することで、住宅1戸あたり120㎡相当分の家屋に係る固定資産税額の最大1/2を減額する措置を受けられる場合があります。（1年度分）

■所得税の控除（詳しくは管轄の税務署へ）

確定申告（耐震改修工事が完了した翌年の1月以降）で税控除を受けられる場合があります。

- ①確定申告にあたっては、市が交付する証明書が必要となります。
- ②交付を希望する場合は、「住宅耐震改修申請書」をまちづくり推進課までご提出ください。

国分寺市まちづくり部まちづくり推進課 住宅対策担当

電話 042-325-0111（内線453）

メール machisuishin@city.kokubunji.tokyo.jp

HP 詳細につきましては、市HPで「耐震化」と検索してください。

※ 右上のQRコードからもご覧いただけます。

